

企業立地優遇制度＜雇用促進助成金＞の制度改革について

雇用情勢の改善が進み、労働需要が逼迫する状況において、人材確保面での企業間の競争が激化し、労働力の確保が課題となっています。こうした雇用環境の中、このたび県の企業立地優遇制度における雇用助成が改正されたことに伴い、本市においても、次のとおり制度改革の方針を決定しましたので、報告します。

1. 島根県の制度改革

(1) 雇用助成の概要

製造業・ソフト産業ともに増加常用従業員一人当たり100万円（上限なし）

(2) 改正内容

雇用助成金の交付対象を、新卒採用者とU I ターン就職者に限定

(3) 適用

平成31年（2019）4月19日 要綱改正 告示

令和 元年（2019）6月 1日 施行

2. 市の制度改革方針について

(1) 現行の企業立地優遇制度（出雲市企業立地促進助成金交付要綱）

（ ）は、増設の場合

助成金名称	立地区分	対象業種及び助成要件			助成内容	
		業種	増加固定資本額	増加常用従業員数	補助率等	限度額
企業立地助成金	新規増設	製造業	1億円以上	10人以上	増加固定資本額の10%（5%）	1億円
		中小企業	5千万円以上	5人以上		
		ソフト産業	1千万円以上	5人以上	増加固定資本額の15%（10%）	1億円
家賃助成金 （市外からの新規立地）	新規増設	ソフト産業	—	5人以上	事業所の賃料の1／3以内 【助成期間5年間】	2千万円／年
雇用促進助成金	新規増設	製造業	1億円以上	10人以上	増加常用従業員数×50万円（※） 【市内居住者】 ※人口減少地域に立地する企業は65万円	5千万円
		中小企業	5千万円以上	5人以上		
		ソフト産業	—	5人以上	—	—

(2) 改正内容

雇用促進助成金の交付対象を、製造業に限り「新卒採用者」と「U I ターン就職者」に限定（ソフト産業は従来どおり）

(3) 改正理由

現在の雇用情勢を踏まえ、立地認定を受けた企業が人材確保を進めるにあたり、地元企業からの転職よりも、若年者の県内就職やU I ターン促進に寄与する採用を増やすよう誘導するため。

また、企業側の混乱を避けるため、できる限り県の制度に合わせることにするが、ソフト産業については、多種多様な業種の誘致を積極的に進める市の方針に沿って、現行のとおり支援することとする。

(4) 改正時期

令和元年（2019）8月1日 要綱改正・施行